

第三者評価結果入力シート（乳児院）

種別	乳児院
----	-----

①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

②施設名等

名称	いわつき乳児院
施設長氏名	川方弘子
定員	9名
所在地(都道府県)	埼玉県

③理念・基本方針

(1) 理念
「法人経営理念」
埼玉県社会福祉事業団は、利用者・職員・地域社会がお互いに支え合い、共に歩む施設を目指し、地域社会に貢献します。

(2) 基本方針
「法人経営方針」

- 1 県の福祉を支えるセーフティネット
- 2 地域との共生
- 3 先駆的取組の推進
- 4 人材の確保育成
- 5 安定的な経営基盤と透明性の確保

「乳児院運営方針」

- 1 乳幼児の健康で安心安全な生活環境を守るよう努める。
- 2 乳幼児一人ひとりの個性を尊重した養育を行う。
- 3 乳幼児の家庭復帰や里親委託等の支援に努める。地域子育て支援も行う。
- 4 提供する施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

④施設の特徴的な取組

- 1 乳幼児一人ひとりに自立支援計画を策定し、関係機関と連携して乳幼児及び保護者に対して丁寧な支援を行っている。
- 2 定員9名の小規模な施設であるため、個別的家庭的な支援ができる。
- 3 児童養護施設と同敷地内であるため、措置変更までのプロセスやその後においても連続的支援ができる。
- 4 里親支援専門相談員を中心とした里親養育相互支援事業を展開しており、当施設から里親子のみに関わらず、地域里親子等への支援にも力を入れている。
- 5 ボランティアの受け入れ実績が高く、マンパワーの充実が図られている。
- 6 近隣ママを対象としてタッチケア講習会を実施し、地域貢献に取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/6/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2019/11/15
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑥総評

◇特に評価の高い点

【機能還元と地域貢献】
ふれ愛タッチケア講座（親子の心と体の触れ合いを通して親子の絆を深める）の開催をはじめ里親支援、ボランティアからの温かな協力、実習生の受け入れ、地域との災害時相互援助協定の締結、ボランティア懇談会の開催等々施設が持つ機能の還元がなされています。これらからは本施設のインケアにとどまらない公的貢献を具体的に理解することができます。

【日々の観察と見える化による詳細なアセスメント】
専門職との協議を踏まえてアセスメントが実施されており、結果は数値化とレーダーチャートによる見える化により職員への周知がなされています。心理士の生活場面に入りながらの所見・夜間指導員の導入等を活用しながら観察と情報共有がなされており、情報を反映し、体を動かしてあそべる玩具・子どもの経験値を増やしていく取り組みの充足にもあたっています。

【計画性と検証体制がもたらす安定した運営】
直接処遇をはじめ、各種運営事項についてのすべてが計画性を持って実行されており、組織として整えられた検証体制と併せて施設全体としてPDCAサイクルが浸透しています。特に重点目標シートとモニタリングについては具体的数値目標と達成度合が定められており、項目・数値設定の厳格さは、他の類似するそれと一線を画す内容となっています。目標達成への意欲・公立施設としての使命が安定した運営に繋がられています。

◇抽出された目標と課題
運営上の課題として入所率、人員配置、人材育成、職員の心身の管理をあげており、事業計画等に盛り込みながら改善に取り組んでいます。本評価を通じては下記の課題を挙げており、法人と協調し取り組んでいくことが期待されます。

- 子どもの関心や興味を引き出すための更なる食育活動の実施
- 全職員への権利擁護に対する意味と理解の浸透
- 予定されている専門家による災害指導の反映

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

施設の重点目標でもある地域貢献及び里親支援の充実、各種運営事項について計画性をもって実行されている点など施設の運営が高く評価されたことは、励みになるものです。
今後も地域と共に子どもの育成に取り組み、支援の充実を図っていきます。

⑧第三者評価結果（別紙）

(別紙)

第三者評価結果 (乳児院)

共通評価基準 (45項目) I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
パンフレット・施設概要には施設の運営方針が記載されており、法人ホームページ内にも内容が掲載され、誰もが見られる環境となっている。評価に伴い行った職員自己評価結果からは本項目に限らず法人・施設の「役割・使命」が浸透していることが理解できる。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
関係機関における各種会合・研修に出席しており、情報収集にあたっている。特に県乳児院施設協議会においては行政への意見答申・専門研修実施に貢献している。今後は県内施設間交換研修の実施も予定しており、技術や経験の標準化に取り組んでいる。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
運営上の課題として入所率、人員配置、人材育成、職員の心身の管理をあげており、事業計画等に盛り込みながら改善に取り組んでいる。月次報告・モニタリング等公的報告もなされており、客観的・数値的根拠をもって取り組んでいる。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
法人として長期計画・中期計画の双方が策定されており、理念・方針の具現化が示されている。重点施策・収支計画等具体的記述となっており、特に長期経営計画は、「中堅・若手職員が描く未来像」とサブタイトルがつけられているとおり、未来を見据えた内容となっている。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
単年度の事業計画は理念に沿った基本方針を示しており、目標や支援方法は重点課題・モニタリングに示されている。モニタリングについては具体的数値目標と達成度合が定められており、項目・数値設定の厳格さは、他の類似するそれと一線を画す内容となっている。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
事業計画については会議等にて職員に周知を図っている。また前記のモニタリングに対する目標遂行に対しては、高いモチベーションをもって望んでおり、施設全体として各項目への達成を活かし、次期に繋げている。		
②	7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
入所時に配布するしおりには基本方針・養育目標・日課等が記載し、周知が図られている。各家庭・子どもの置かれている状況に鑑み、面会や電話連絡等を通して活動や養育支援への理解を深めてもらえるよう努めている。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
重点目標の考察と評価、モニタリング、月次報告等を通して施設全体としてPDCAのサイクルが身についている。職員個々も権利擁護に対する自己チェック、目標管理制度の実施を通して常に検証を図る仕組みが構築されている。		

	②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
管理職を中心として運営会議のほか、棟会議など各種会議を通して話し合いがなされており、意見の集約を改善に繋げている。重点課題とモニタリング項目は定期での評価と考察が重ねられており、その結果と取り組みからは計画的運営がなされていることが理解できる。			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。			第三者 評価結果
	①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は年度初めの会議において経営方針を示し、職員を一つの方向に導くよう指示・指導に取り組んでいる。また組織図・事務分掌・災害時の役割分担表が作成されており、職務の明示がなされている。			
	②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
就業規則のほか諸規程が完備しており、サービスや行動規範が定められている。法人内の新入職員等階層別研修において個人情報保護、権利擁護等の各種法令に触れる機会を設けており、職員の意識向上に努めている。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
	①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
個人面談を通して職員の目標や課題を抽出し、施設全体としての養育・支援向上に繋げている。児童養護施設を併設し児童福祉に大きな役割を果たす施設の適正・適切な運営に対して指導に取り組んでいる。			
	②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
関係機関・保護者等との面会についてはスペースの関係から計画的に開催するなど工夫をもってハード面の状況を補っている。夜間指導員を活用するなど職員の勤務体制への配慮にも努めている。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			第三者 評価結果
	①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
年齢構成・専門性等に配慮し、法人全体として要員体制の整備を進めている。階層別の研修体制が整えられており、法人内の複数の種別での経験とあわせて職員のキャリア形成を支援している。			
	②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
就業規則・給与規程等の諸規程による人事管理制度が確立している。また自己評価、面談など一連の流れとフォーマットが整えられた職員評価制度が整備されており、職員の業績や能力を考察しながら適性を考慮した人員配置にあたっている。			

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
時間外労働・有給休暇取得については管理簿を有しており、管理と適正な運用を図っている。リフレッシュ休暇の実施、交替制勤務の確立など職員の働きやすさへの配慮がなされている。			

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
職員一人ひとりの研修計画が立案されており、職員評価・研修希望のアンケート・職員面談等一連の制度を通して職員育成を実施している。			

	②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
理念・事業計画には職員の専門性と資質の向上が謳われており、子どもたちの養育環境の向上とともに常に意識した運営がなされている。階層別の研修が計画策定・実施されている。			
	③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
研修に対するアンケートが実施されており、その結果を考慮しながら研修担当職員により外部研修等の派遣が設定されている。出席後は復命書の提出をし、フィードバックとして職員に紹介している。			

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
オリエンテーションの実施、規程の設置等実習生の受け入れ体制の整備がなされており、コンスタントかつ積極的な受け入れがなされている。実習生に対しては、気づいたことに対して声をかけ、一つひとつの支援に対して意味を教えながら指導にあたっている。			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
法人ホームページには、事業計画、定款、予算、外部監査報告書等々の書類が公開されている。またサイト内の施設のページには苦情解決体制も掲載されており、事業運営の情報開示がなされている。			
	②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
法人として監査法人による外部監査がなされており、結果が公表されている。また財務については、会計および会計事務処理規程が定められており、規定に沿い、適正な運用を図っている。			

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果
	①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
基本方針、事業計画にも地域との親睦が謳われており、学校、医療機関等とも連携し、子どもたちを支える基盤作りに注力している。またボランティア、花木等の提供に関しても温かな協力を得ている。			
	②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
ボランティア受け入れ要領が策定されており、オリエンテーションの実施により施設・支援への理解を深めた上で協力を得ている。またボランティア懇談会は、長期にわたり親睦を重ねた方々に子どもたちの成長を見てもらうことを目的としており、長年の功への感謝が表されている。			

(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
協議会、児童相談所、病院等関係機関と連携し、取り巻く環境に関する情報・養育支援に関する専門的知見の収集にあたっている。特に県内乳児院とは連携に努めており、交換研修の開催も実施している。			

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
ふれ愛タッチケア講座（親子の心と体の触れ合いを通して親子の絆を深める）を開催するなど地域の子育てへの支援に取り組んでいる。また地域との災害時相互援助協定の締結等を通じて施設が持つ機能を還元している。			

	②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
ショートステイ事業を受託しており、地域の子育てへの支援と協力を努めている。また里親支援事業を展開しており、懇談会・研修等の実施がなされている。			

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
	①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
子どもたちを尊重した支援については、いわつき職員行動基準に定めており、職員評価や権利擁護に関する自己チェック等を通して常に権利擁護を意識する取り組みがなされている。自己チェックの結果に対しては詳細な分析がなされており、結果をもとに指導と理解深化にあたっている。			
	②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
子どもたちの安全とプライバシーを確保できる屋外・屋内の環境を有している。また養育支援全般・運営全般に渡り子どもの権利擁護が意識されており、各種マニュアル・規程にもそのサービスが規定されている。			

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
パンフレットには、理念・方針のほか、日課・行事等の説明が掲載されており、配置図・居住棟平面図等プライバシーに配慮しつつ、できる範囲で情報の提供に努めている。			
	②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a
「いわつき乳児院のしおり」と題した書面が準備されており、入所時には面会・持ち物等の説明をもって施設への理解が深まるよう努めている。またあわせて個人情報に関する同意書、所持品の提出がなされ、支援に関する詳細な説明がなされている。			
	③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
措置変更・家庭復帰後には行事への招待、パスデーカードの送付、家庭訪問等を通してアフターケアに取り組んでいる。また併設の養護施設に措置変更される場合も含め、情報の共有に努めている。			

(3) 子どもの満足の向上に努めている。			
	①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
日々の養育支援の中での観察を通して子どもの嗜好、意向の確認にあたっている。意思を表明できない場合も子ども本位の立場に立ち、寄り添う支援の実践に努めている。			

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
苦情解決体制については玄関での掲示やホームページでの掲載を通して周知を図っている。苦情解決第三者委員からの意見聴取の場を設けており、運営に役立てるよう傾聴の姿勢をもって臨んでいる。			
	②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
誰もが意見を言えるよう意見箱を設置している。また保護者に対してはアンケートを実施しており、日々の連絡とあわせて相談等対応を図っている。			
	③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a

相談や意見に対して一人ひとりの意向に添えない場合は、説明に努めている。家庭支援専門相談員、心理士等専門職が関わりながら組織としての対応にあっている。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			
	①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
事故防止、不審者対応等のマニュアルが整備されており、定期での安全点検等を通して安全な環境の形成に努めている。ヒヤリハット・事故については集計がなされ、年度において分析を行っている。安全対策について専門家を招いての検討する機会を予定しており、更なる充足を検討している。			
	②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
子どもたちばかりでなく、来所する方々には手洗い・うがいを依頼しており、外部からの感染防止にあっている。また嘱託医による予防接種・指導等を通して健康の保持に努め、マニュアル等の記載事項の実施により衛生管理にあっている。			
	③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
毎月の避難訓練が計画されており、火災・夜間などの想定のもと実施がなされている。被災時の事業継続に対しても計画が立てられており、備蓄・備品の整備にも対応している。			

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結果
	①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
運営の手引き、各種規程とマニュアルが整備されており、養育・支援の標準化が確立している。全編に渡り、子どもの最善の利益・権利擁護の方針が貫かれている。			
	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
規程等の策定・管理については法人本部により実施しており、変更後は、速やかに各事業所に連絡・配布している。アフターケア、外泊、プール遊び等について修正がかけられており、ヒヤリハットや行政からの指導等を職員会議で検討し、改善を行っている。			

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
心理士、看護師等専門家との協議を踏まえてアセスメントが実施されており、結果は数値化とレーダーチャートによる見える化がなされて職員への周知がなされている。入所から観察を経て自立支援計画が策定されており、状況や環境の変化にあわせて改訂がなされている。			
	②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
自立支援計画は、年度中期における見直し・養育状況報告書との連動等施設内外の支援の指標となるよう取り組んでいる。また年度末に再評価し、次年度に繋げるよう継続・改訂に判断がなされている。			

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
	①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
日誌、子どもの生活・健康等の記録は、その特性によりデータ、紙媒体を選択して管理されている。データでの記録は、ネットワークシステムを活用し、タイムリーに共有化が図られている。			
	②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

ファイル基準表により各書類に関する保存年限が定められており、適正な管理にあたっている。書面・データ・画像ともに流出・漏洩等なきよう使用・破棄に関してルールと権限が定められており、慎重かつ厳重な取り扱いをするよう周知が図られている。今後は全面的なICT導入を見据えており更なる業務の効率化を目指している。

内容評価基準 (23項目)

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護			第三者 評価結果
	①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
倫理・権利擁護に関する規程を定めており、定期での職員セルフチェックの実施により防止体制の構築がなされている。チェックの結果、気になる言動・行動については職員会議等にて検討・分析する機会を設けており、施設として管理・指導体制が構築されている。非常勤も含めた全職員に対する具体的理解と浸透を図る意向をもっている。			

(2) 被措置児童等虐待の防止等			
	①	A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
倫理綱領等にて子どもの権利擁護を謳い、運営の手引きにて具体的養育支援への留意が記されている。チームで子どもとの関わりを持つよう職員体制が組まれており、自身の行動を気づけるよう話し合いの場を通して指導に努めている。県内乳児院施設協議会における「権利擁護ガイドブック」の作成にも職員が携わっている。			

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本			第三者 評価結果
	①	A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a
行動基準等の遵守、また子どもたちの背景を理解することが子どもの受容につながることを説きながら職員の指導にあたっている。職員と子ども1対1での買い物、誕生日の際の外出などを通して愛着を形成し、時間をかけて子どもとの信頼関係構築に努めている。			
	②	A4 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
月齢や発達、それまでの環境を考慮し、生活日課に沿いながら遊びや生活ができるよう養育支援にあたっている。食事・室内での遊び・戸外での遊び・静養・睡眠等の場が確保されている。また私物を置くケースを用意しており、衣類・布団等個別化が図られている。			
	③	A5 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
日々の健康の記録、健診結果等を踏まえて子どもの状況・状態がアセスメントされており、子どもたち一人ひとりの発達の特性に鑑みながら養育支援にあたっている。また心理士が養育支援の現場に入るなど子どもの欲求と要求を精査しながら適切な環境設定に努めている。			

(2) 食生活			
	①	A6 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
支援職員により子どもの状況に応じて時間や量を考慮し、業務マニュアルに従い調乳にあたっている。目を合わせゆったりとした気持ちにて授乳をし、愛着形成がなされるよう指導にあたっている。また職員の検便、室内の清掃等衛生環境の整備に取り組んでいる。			
	②	A7 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
職員の手引きに掲載された離乳食の進め方を参考とし、栄養士・看護師の所見のもと離乳食が始められている。また発達・喫食状況や体調を考慮しながら進めている。			
	③	A8 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
マナー等を教えつつ、皆で楽しく食事ができるような雰囲気作りに努めている。また厨房にて一括調理がおこなわれていることから定期での給食会議実施のほか連絡をとりあいながら子どもたちへの食事提供がなされている。			
	④	A9 栄養管理に十分な注意を払っている。	a

子どもたちにとって必要な栄養とバランスを考慮し、栄養士による献立が作成されており、子どもの嗜好・アレルギー等にも丁寧かつ適切な対応に努めている。野菜の栽培、おやつ等のクッキングなど食育的な活動を取り入れているが、今後は子どもたちの関心を引き出す取り組み等更に注力をする意向をもっている。

(3) 日常生活等の支援			
	①	A10 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
季節・成長等を考慮して、被服担当職員により衣服の購入がなされており、予算と子どもたちの健康に配慮し、過不足がないよう管理にあたっている。子どもたち一人ひとりについて個別保管し、子どもたちの意向に沿いながら衣服の選定にあたっている。			
	②	A11 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a
空気清浄機、エアコンの使用、定時での室温・湿度のチェック等により乳幼児にとって適切な生活環境を整備している。0歳児に対してはベビーセンスを使用し、定間隔による目視とあわせて安全な睡眠となるよう取り組んでいる。			
	③	A12 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
入浴・沐浴の設備は清潔が心掛けられており、毎日の実施がなされている。入浴の際には職員も一緒に入り、自然なかたちで愛着形成・性教育を進めている。			
	④	A13 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
月齢や子どもの発達・発育にあわせてトイレトレーニングに臨んでおり、自立支援計画等に盛り込みながら支援に努めている。子どもの要求を確認し、排せつへの興味と関心を促しながら養育支援にあたっている。			
	⑤	A14 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
広い園庭や遊具を活用して子どもたちが自由に遊べる環境を有しており、年齢に応じた玩具を準備しており、安全を考慮しながら使用と管理がなされている。また体を動かしてあそべる玩具、子どもの経験値を増やしていく取り組みの充足にもあたっている。			

(4) 健康			
	①	A15 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
嘱託医による診察・予防接種・健康診断がなされており、看護師と連携しながら健康管理がなされている。検温を含め、日々の健康状態・生活の様子については記録し、心身の発達の確認とそれに応じた養育支援にあたっている。			
	②	A16 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
服薬管理についてはマニュアルが整備されており、事故のないようチェックと管理がなされている。丁寧な引き継ぎ、緊急対応マニュアルの周知等により適切な対応となるよう努めている。			

(5) 心理的ケア			
	①	A17 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a
心理士は養育支援の現場にも入り、子どもの状況を把握しながら心理支援にあたっている。また保護者への対応の際にも心理的側面から支援にあたり、総合的見地により所見や指導にあたっている。			

(6) 親子関係の再構築支援等			
	①	A18 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
家庭支援専門相談員を中心に家庭との連携を図り、信頼関係作りに取り組んでいる。関係機関と協力し、家庭の意向や意見に耳を傾けるよう努めている。			
	②	A19 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a

児童相談所等関係機関と連携し、面会・外出・外泊等の支援についてもプログラムの策定と実施を通して親子関係の再構築に取り組んでいる。また単独で親子訓練室は設置されていないものの、併設の児童養護施設の設備を活用したり観察室を活用したりするなど工夫に努めている。

(7) 養育・支援の継続性とアフターケア			
	①	A20 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
家庭支援専門相談員を中心としてアフターケアを実施しており、家庭・移行先との連絡の記録が整備されている。行事への招待、バースデーカードの送付などを通して状況を確認し、支援に努めている。			

(8) 継続的な里親支援の体制整備			
	①	A21 継続的な里親支援の体制を整備している。	a
里親支援専門相談員を配置し、関係機関と連携しながら里親委託を進めている。里親懇談会の実施、レスパイトを目的とした一時預かり、里親制度のPR、家庭訪問等多岐に渡る活動がなされており、その役割について施設内での周知にも努めている。			

(9) 一時保護委託への対応			
	①	A22 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
入所状況を考慮し、一時保護の受け入れがなされており、子どもの安全な生活の確保を優先し、情報の収集と検証をしながら進めている。限られた情報の中で適切な支援が実践されるよう取り組んでいる。			
	②	A23 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
夜間の受け入れとなることもあることから、子どもの安全を確保できるよう努めている。ボディチェック、感染症やアレルギーの確認など、生活における最低限必要な情報の収集についてあらかじめ定めて実施にあたっている。			